介護保険を利用した

住宅改修のご案内

福祉住環境整備による安全・安心な暮らしをサポートいたします

介護保険が適用される住宅改修の種類

1．手すりの取り付け
2．段差の解消
3．滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
4．引き戸などへの扉の取替え
5．洋式便器などへの便器の取替え
6．上記の工事に付帯して必要な工事

屋外玄関

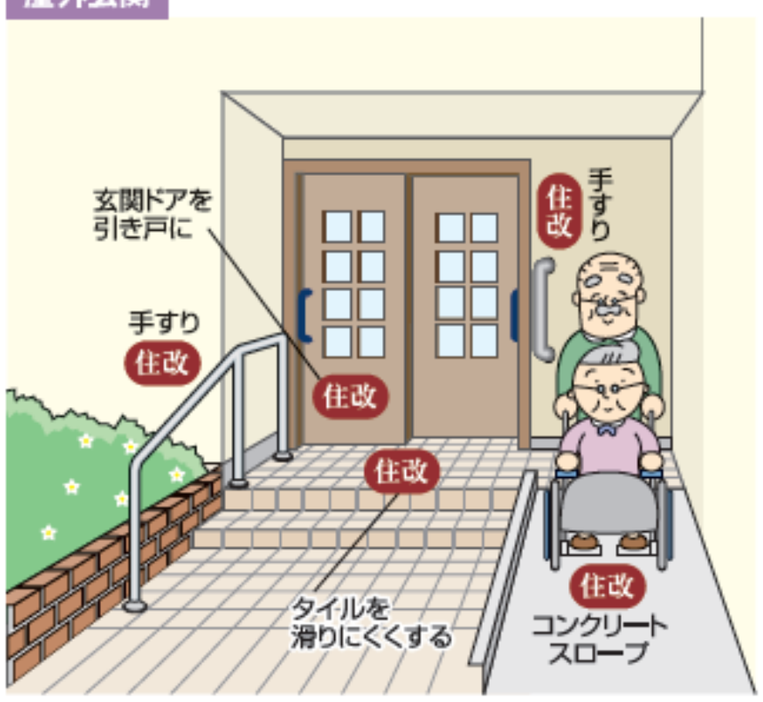

滑って転ばないことが大切。できるだけ段差をなくすようにします

階段

転倒・転落防止のために、つまずかない・滑らない工夫をします

トイレ

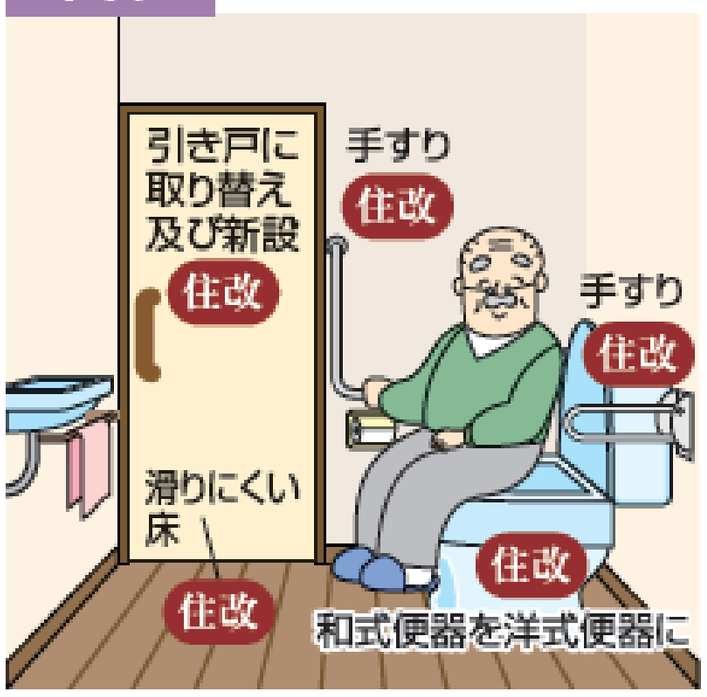

入浴

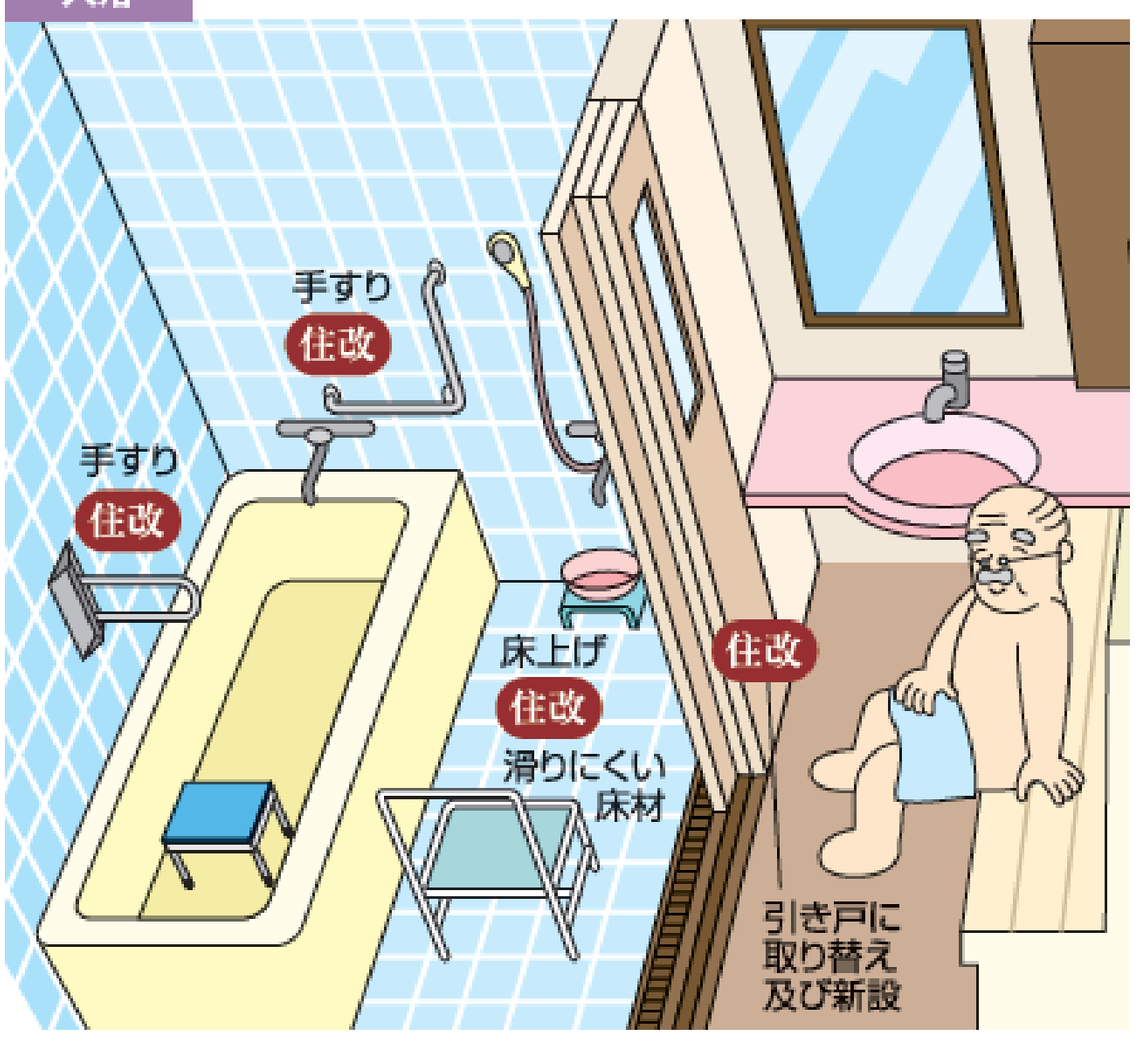

手すりをはじめ、転倒による事故を防ぐための改修です

玄関

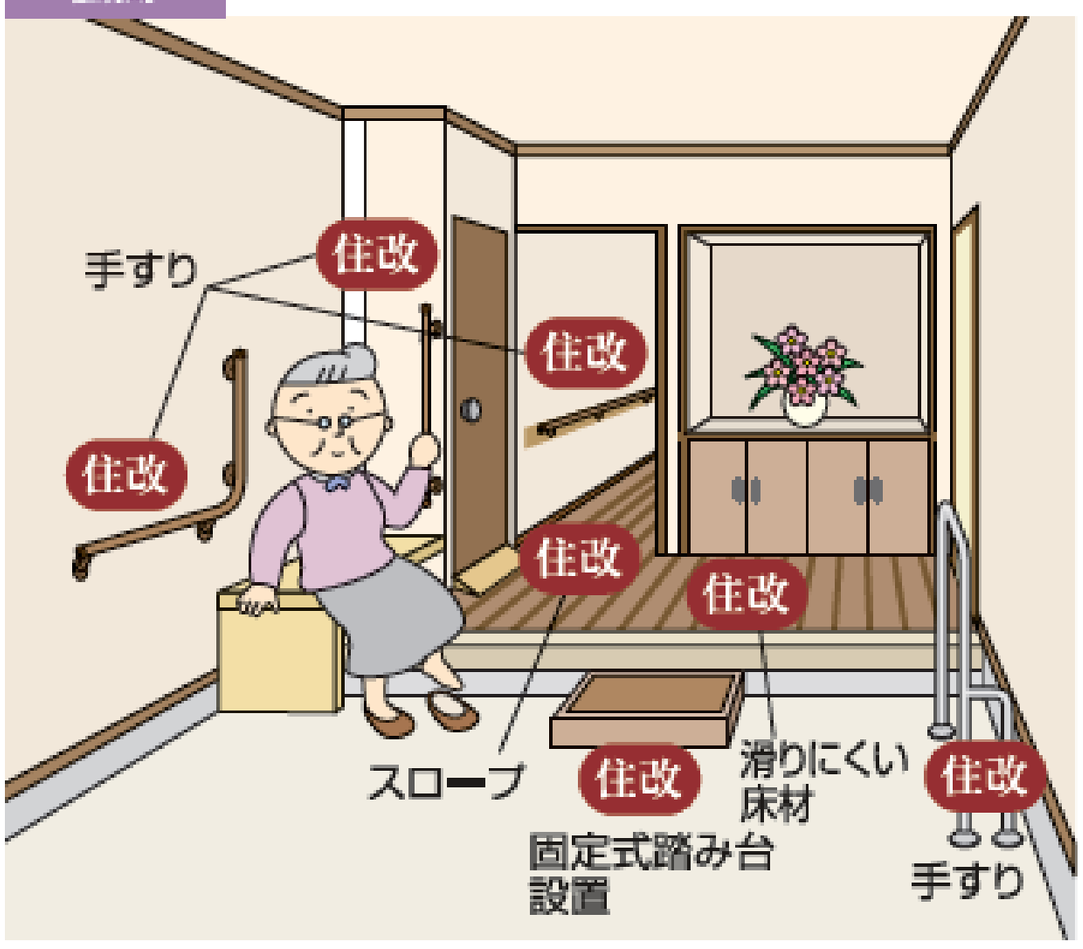

靴を脱ぐ、立ち上がるといった動作をサポートします

住改 ：住宅改修

住宅改修施工例

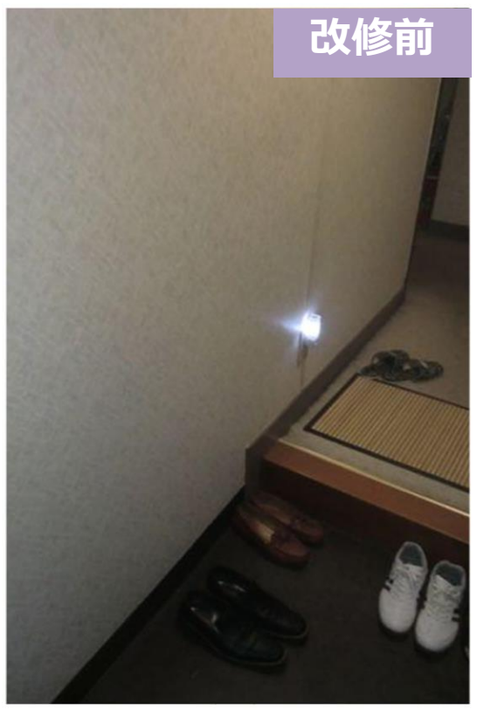

段差での立ち上がりが不安で
玄関を出るのがおっくうに･･･

手すりをつけることで、立ち
上がりも戸外への歩行も安心！

玄関上がりかまち用手すりの設置例

段差の上り下り時に、身体を支えやすい
水平部のある手すりが、安心感を与えて
くれます。
玄関台と併用すると、段差の昇降動作を
より安定した姿勢で行うことができます。

アプローチ用手すりの設置例

屋外手すりは、濡れても「滑らない」
冬でも「冷たくなくしっかり握れる」
ことが必要です。
また、取り付けた後利用状況に応じて
高さを調整できることも重要です。

玄関まわりは石や植栽が並び、
万一転倒すると非常に危険･･･

玄関から道路まで、手すりを使いながら
安心して歩行が可能に！

トイレの立ち
上がりにも！

ハンドルレバーへの
変更にも介護保険が
適用されます！

要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険の適用で、住宅改修に対して
20万円（税込）までを限度として**自己負担１割～3割**が適用されます。

例：自己負担割合１割の場合
　　住宅改修費20万円 ⇒ 18万円が介護保険より支給されます。

手すり１本からでも取り付けいたします。お気軽にご相談ください。

北電産業株式会社 福祉事業部　　TEL 076-482-4877（富山）